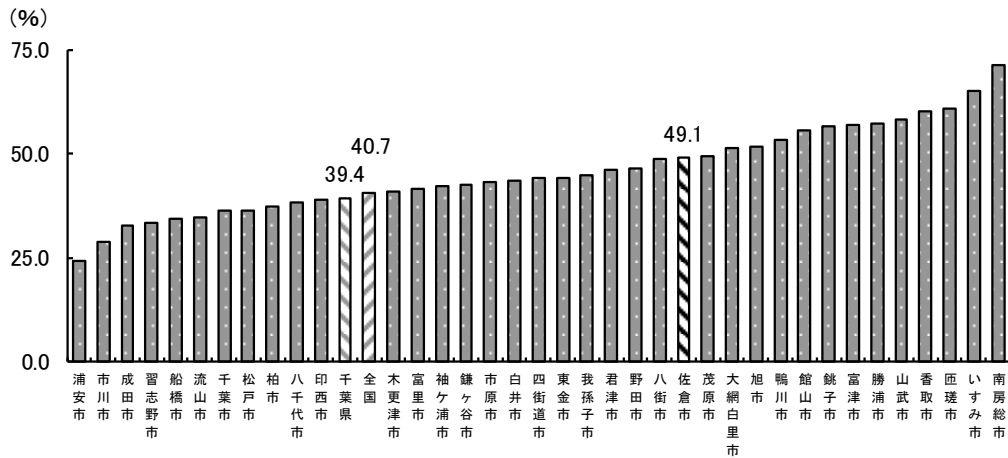


第Ⅲ部
介護保険
サービス量と
介護保険料

② 高齢者を含む世帯の割合

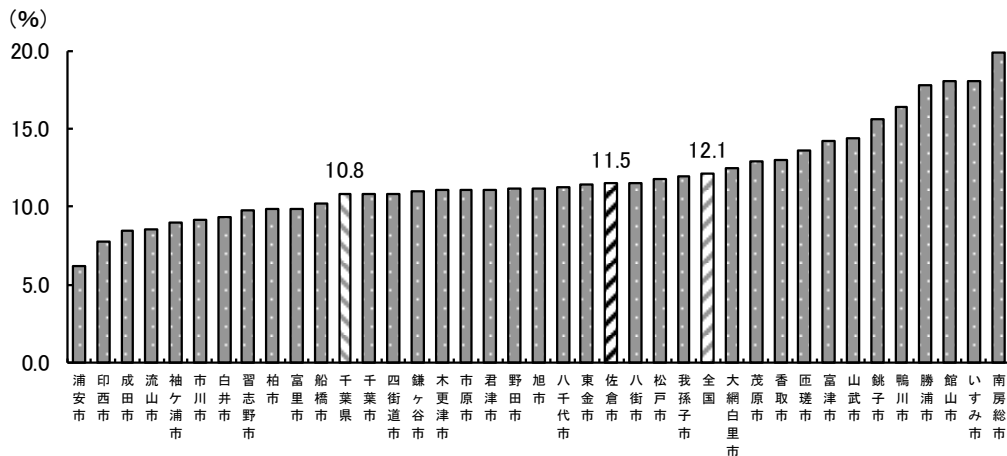
佐倉市は、全国・千葉県と比較し、高齢者を含む世帯の割合が高い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化」システム A6-a. 高齢者を含む世帯の割合
令和2年（2020年）時点

③ 高齢者独居世帯の割合

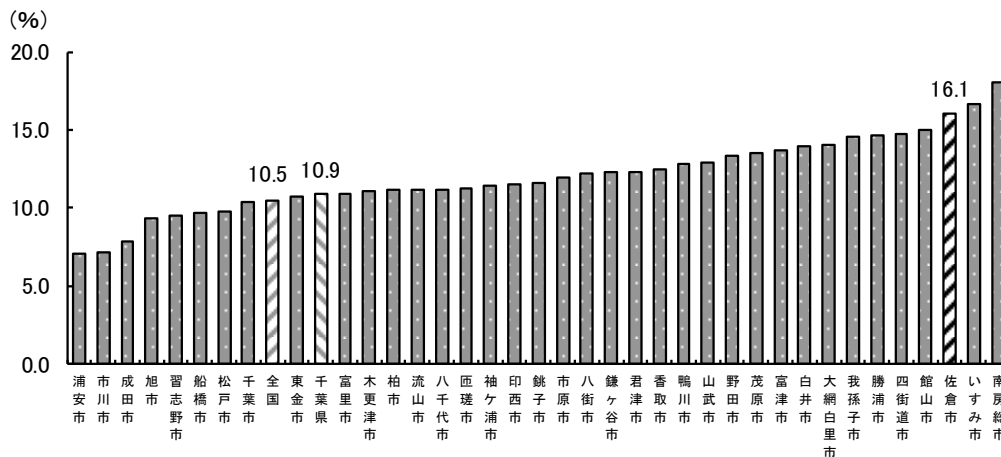
佐倉市の高齢者独居世帯数は8,046世帯です。全国と比較して、高齢者独居世帯の割合は低い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化」システム A7-a. 高齢者独居世帯の割合
令和2年（2020年）時点

④ 高齢者夫婦世帯の割合

佐倉市の高齢者夫婦世帯数は11,296世帯です。全国・千葉県と比較して、高齢者夫婦世帯の割合は高い傾向となっています。



出典：厚生労働省「見える化」システム A8-a. 高齢者夫婦世帯の割合
令和2年（2020年）時点

【考察】

高齢化率は、全国や千葉県平均よりも高いものの、前期高齢者（65歳以上74歳未満）の割合が高いのが特徴です。また、高齢者夫婦世帯などの高齢者を含む世帯の割合が比較的多い状況といえます。

(2) 認定

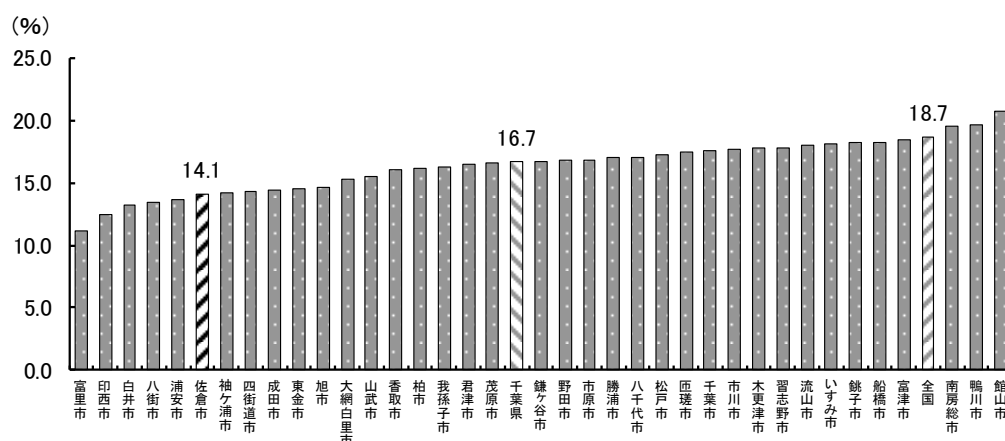
① 要介護（要支援）認定率

認定率は、全国・千葉県と比較して低い傾向となっています。令和4年度における佐倉市の認定率は、令和2年度と比較すると1.2ポイント上昇しています。

	佐倉市	千葉県	全国
令和2年（2020年）時点 認定率	14.1%	16.7%	18.7%
令和4年（2022年）時点 認定率	15.3%	17.4%	19.0%

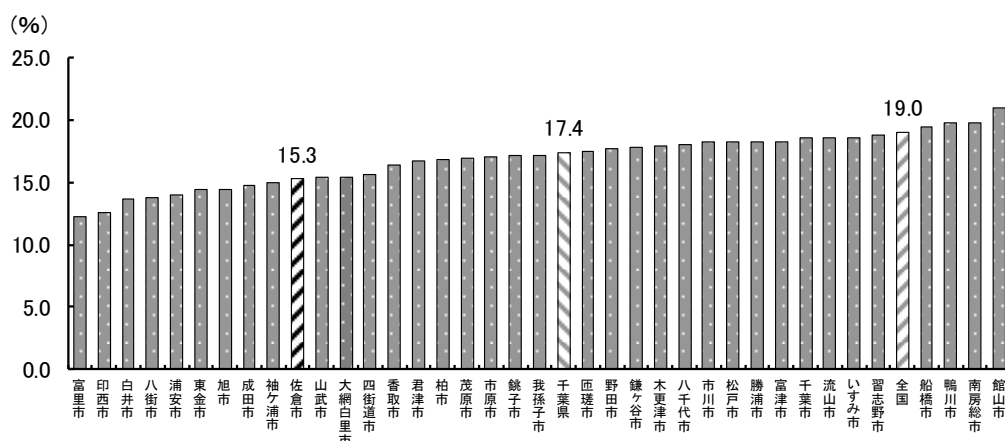
出典：厚生労働省「見える化」システム B4-a. 認定率

令和2年（2020年）時点 認定率



出典：厚生労働省「見える化」システム B4-a. 認定率

令和4年（2022年）時点 認定率



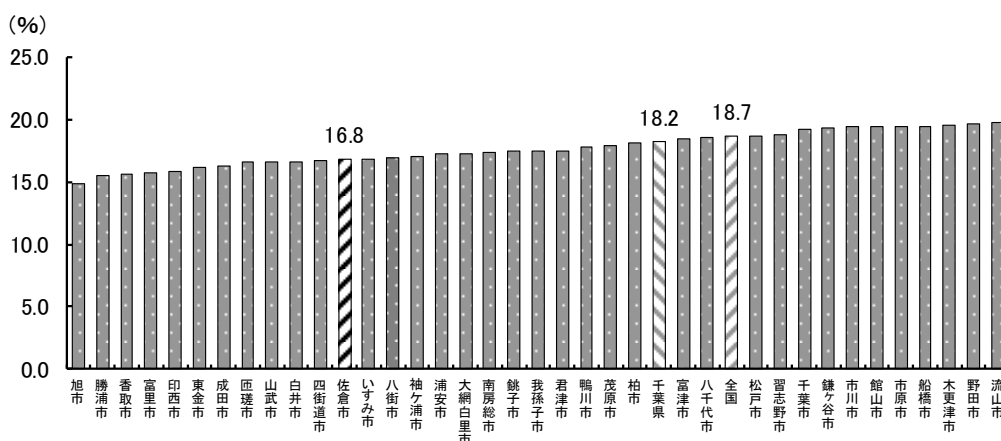
出典：厚生労働省「見える化」システム B4-a. 認定率

② 調整済み要介護（要支援）認定率

一般的に後期高齢者の認定率は、前期高齢者のそれよりも高くなるので、大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率である調整済み認定率を用いて比較します。

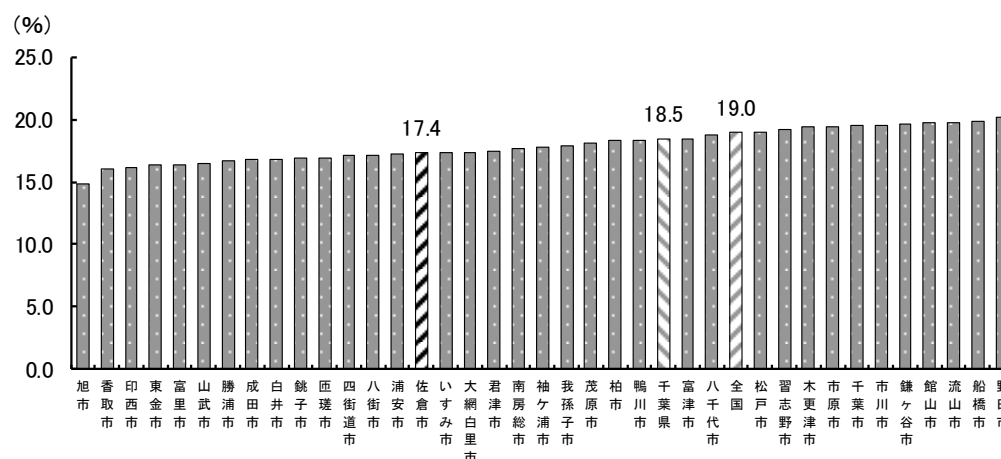
調整済み認定率も、全国・千葉県と比較して低い傾向となっていますが、令和2年度に比べ、令和4年度は0.6ポイント上昇しています。

令和2年（2020年）時点 認定率



出典：厚生労働省「見える化」システム B5-a. 調整済み要介護（要支援）認定率

令和4年（2022年）時点 認定率



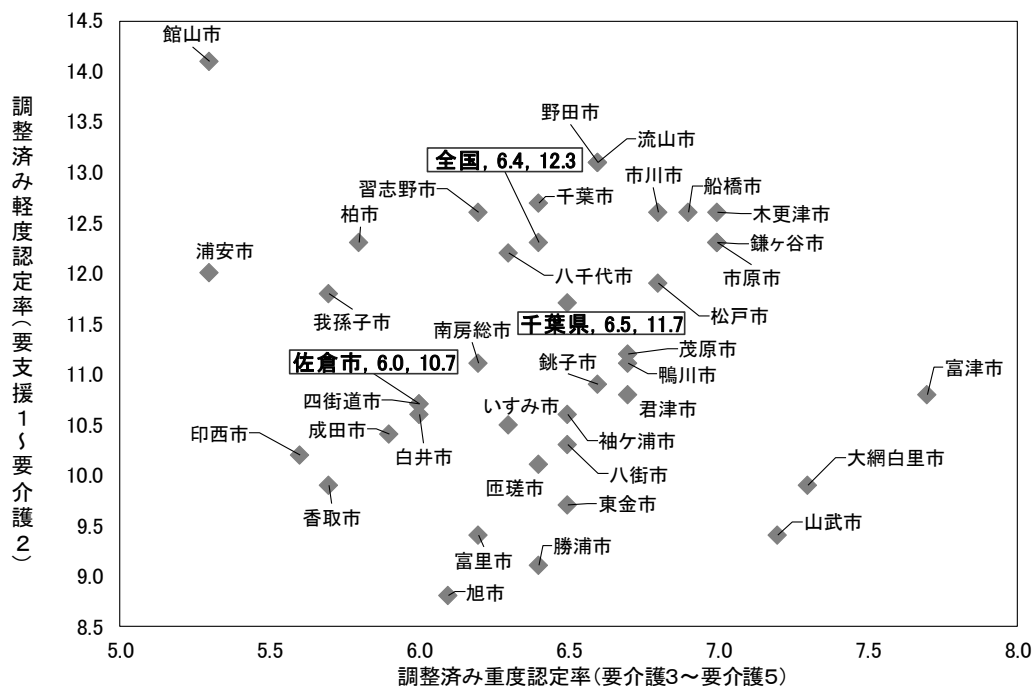
出典：厚生労働省「見える化」システム B5-a. 調整済み要介護（要支援）認定率

③ 調整済み重度認定率・軽度認定率の分布

横軸の「重度認定率」は、要介護3以上の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値、縦軸の「軽度認定率」は、要支援1～要介護2の認定者の人数を第1号被保険者の人数で除した値を表しています。

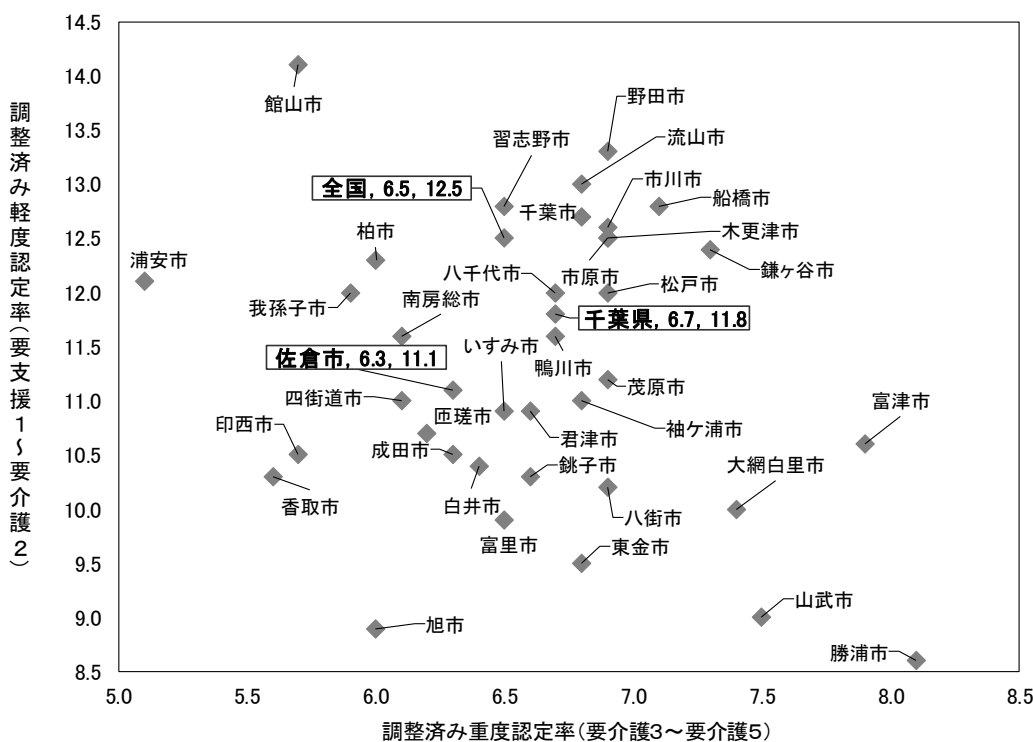
調整済みの軽度認定率と重度認定率は、全国・千葉県と比較して低い傾向となっています。

令和2年（2020年）時点 認定率



出典：厚生労働省「見える化」システム B6. 調整済み重度認定率・軽度認定率の分布

令和4年（2022年）時点 認定率



出典：厚生労働省「見える化」システム B6. 調整済み重度認定率・軽度認定率の分布

考 察

佐倉市の認定率は、県内では 37 市中 10 番目に低いものです。これは、高齢者のうち後期高齢者の割合が千葉県と比較して若干低いことと、市の健康づくり・介護予防活動への取組や個々の高齢者の積極的な社会参加等の要因が、複合的に重なった結果と推察されます。

2 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

単位：人

区分	実績			推計			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	172,478	171,571	170,508	167,084	165,228	163,298	130,434
第1号被保険者 (65歳以上)	56,431	56,911	56,949	56,447	56,237	55,978	52,968
65～74歳	28,553	27,139	25,616	23,729	22,605	21,707	23,979
75歳以上	27,878	29,772	31,333	32,718	33,632	34,271	28,989
第2号被保険者 (40～64歳)	58,321	58,125	57,958	57,544	57,182	56,757	40,767

資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）

推計値は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

区分	実績			推計			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	1,350	1,397	1,510	1,553	1,573	1,615	1,921
要支援2	1,557	1,623	1,663	1,754	1,831	1,901	2,248
要介護1	1,267	1,459	1,464	1,651	1,745	1,822	2,342
要介護2	1,191	1,232	1,279	1,319	1,351	1,401	1,807
要介護3	982	1,063	1,073	1,156	1,229	1,275	1,716
要介護4	1,192	1,236	1,330	1,382	1,438	1,511	2,187
要介護5	764	851	854	947	1,017	1,059	1,405
計	8,303	8,861	9,173	9,762	10,184	10,584	13,626

資料：実績値は介護保険事業状況報告の各年度9月分

推計値は厚生労働省「見える化」システムを活用して算出

3 介護保険サービス等の見込み

介護保険で利用可能なサービスの一覧は次のとおりです。

サービス種別		介護給付 要介護1～5	予防給付 要支援1・2
(1) 居宅サービス	① 訪問介護	○	
	② 訪問入浴介護	○	○
	③ 訪問看護	○	○
	④ 訪問リハビリテーション	○	○
	⑤ 居宅療養管理指導	○	○
	⑥ 通所介護	○	
	⑦ 通所リハビリテーション	○	○
	⑧ 短期入所生活介護	○	○
	⑨ 短期入所療養介護	○	○
	⑩ 福祉用具貸与	○	○
	⑪ 特定福祉用具購入費	○	○
	⑫ 住宅改修	○	○
	⑬ 特定施設入居者生活介護	○	○
(2) 地域密着型 サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	
	② 夜間対応型訪問介護	○	
	③ 認知症対応型通所介護	○	○
	④ 小規模多機能型居宅介護	○	○
	⑤ 認知症対応型共同生活介護	○	○ 要支援2のみ
	⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	○	
	⑦ 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	○	
	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	○	
	⑨ 地域密着型通所介護	○	
(3) 施設サービス	① 介護老人福祉施設	○	
	② 介護老人保健施設	○	
	③ 介護医療院	○	
(4) 居宅介護支援	○	○	

(1) 居宅サービス・居宅介護予防サービス

① 訪問介護

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	23,887	25,398	27,069	30,396	32,540	33,444	43,059
	人/月	940	1,010	1,090	1,205	1,276	1,316	1,699

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けての介護を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	427	471	442	519	576	585	727
	人/月	82	95	89	102	113	115	144
予防給付	回/月	2	4	1	8	8	8	8
	人/月	1	1	1	2	2	2	2

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	5,582	6,529	7,749	8,537	9,075	9,299	11,997
	人/月	499	585	687	761	806	827	1,071
予防給付	回/月	1,622	1,733	1,868	1,980	2,051	2,119	2,509
	人/月	173	183	198	208	215	222	263

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	1,053	1,126	956	985	1,092	1,092	1,432
	人/月	70	74	62	65	72	72	95
予防給付	回/月	350	322	472	501	519	536	639
	人/月	25	24	30	32	33	34	41

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けるものです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	1,056	1,218	1,379	1,528	1,634	1,687	2,173
予防給付	人/月	178	190	168	176	181	188	222

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	12,620	13,621	15,045	16,340	17,315	17,881	23,160
	人/月	1,211	1,329	1,431	1,571	1,663	1,718	2,221

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	2,941	2,563	2,708	2,889	3,058	3,141	4,074
	人/月	311	281	285	311	329	338	439
予防給付	人/月	70	57	48	52	53	55	65

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	4,805	4,987	5,364	5,995	6,358	6,435	8,413
	人/月	383	386	417	460	487	493	643
予防給付	回/月	85	67	59	63	63	68	77
	人/月	15	13	13	14	14	15	17

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期入所して、医学的な管理のもとに医療・介護・機能訓練を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	140	147	172	205	195	187	264
	人/月	17	19	30	34	33	31	42
予防給付	回/月	7	10	3	5	5	5	5
	人/月	1	1	1	1	1	1	1

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅において自立した日常生活を営むことを助けるための福祉用具を貸与するサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	1,791	1,959	2,158	2,367	2,519	2,604	3,364
予防給付	人/月	865	873	830	868	898	930	1,102

⑪ 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を支給するものです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	32	33	35	38	41	43	55
予防給付	人/月	17	18	19	20	20	21	25

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修費を支給するものです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	25	29	37	34	36	39	49
予防給付	人/月	27	24	34	37	38	39	47

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	358	387	414	444	466	485	650
予防給付	人/月	102	102	82	85	89	92	108

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

介護サービスの利用者が、居宅（介護予防）サービスを適切に利用できるように居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成と調整、事業所との連絡などの支援を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	2,833	3,040	3,274	3,599	3,822	3,959	5,109
予防給付	人/月	1,006	1,013	975	1,020	1,054	1,091	1,293

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や看護、緊急時の対応などを受けるサービスです。

項目	第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	9	7	6	7	13	16

② 夜間対応型訪問介護

巡回や通報システムによる夜間専門の訪問介護を受けるサービスです。

項目	第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	0	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人が、通所介護施設に通い、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などの介護を受けるサービスです。

項目	第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
介護給付	回/月	351	396	413	475	544	544	695
	人/月	31	35	39	42	48	48	61
予防給付	回/月	1	0	0	0	0	0	0
	人/月	1	0	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりサービスを組み合わせ、一つの事業所で入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けるサービスです。

項目	第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
介護給付	人/月	17	13	11	11	14	27	31
予防給付	人/月	3	2	3	4	4	6	6

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が、共同生活をする住居で、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	159	161	159	159	162	177	247
予防給付	人/月	1	1	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	21	19	24	25	26	27	36

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	47	46	49	49	49	73	80

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊・看護を一つの事業所で受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	27	31	23	27	44	63	66

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	回/月	5,560	5,816	6,155	6,789	7,190	7,463	9,613
	人/月	515	557	621	682	721	749	965

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	827	842	852	852	872	930	1,380

② 介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	408	413	432	432	432	432	686

③ 介護医療院

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人が、療養上の管理や機能訓練等の必要な医療、医学的管理下の介護等を受けるサービスです。

項目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護給付	人/月	11	13	11	11	11	11	19

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

従来の専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体による地域の支え合い体制づくりや要支援者等の要介護状態等の予防又は軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施するものです。

項 目		第8期実績		第8期 見込	第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護予防支援	人/月	58	60	62	61	60	59	46
訪問型 サービス	件/月	40	39	36	35	35	35	30
通所型 サービス	件/月	76	83	87	89	92	94	137

4 施設整備計画

地域包括ケアシステムの推進に向けて、サービス利用見込量を勘案する中で、各施設の整備を推進します。

項目			第8期末時の 整備見込み数	第9期の 整備目標数	第9期末時の 整備見込み数
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数(施設)	10	1(1)	11
		定員(床)	958	110	1068
	介護老人保健施設	施設数(施設)	4	—	4
		定員(床)	476	—	476
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	施設数(か所)	—	1	1
		定員(人)	—	—	—
	夜間対応型訪問介護	施設数(か所)	—	—	—
		定員(人)	—	—	—
	小規模多機能型居宅介護	施設数(か所)	1	1	2
		定員(人)	29	29	58
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数(施設)	10	1(1)	11
		定員(床)	177	21	198
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	施設数(施設)	1	—	1
		定員(床)	27	—	27
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	施設数(施設)	2	1	3	
	定員(床)	49	29	78	
看護小規模多機能型居宅 介護	施設数(施設)	1	2	3	
	定員(床)	29	58	87	
その他	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)	施設数(施設)	7	—	7
		定員(床)	832	—	832
	住宅型有料老人ホーム	施設数(施設)	4	—	4
		定員(人)	179	—	179
	サービス付き高齢者向け住宅	施設数(施設)	7	—	7
		定員(人)	190	—	190

- ◆ 「第9期の整備目標数」において、「介護老人福祉施設(10床)」「認知症対応型共同生活介護(3床)」は既存施設での改修を、「介護老人福祉施設(100床)」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護」3施設は第8期計画の繰越事業を、それぞれ見込んでいます。



介護保険事業費と介護保険料

1 介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順

第9期の第1号被保険者の介護保険料は、前節までの各種推計値や中長期的な見込みに基づいて、今後、介護保険制度を運用するために必要な費用を算出して決定します。

① 高齢者人口の推計

・住民基本台帳人口をもとに、人口推計を行い、将来の第1号被保険者数を算出します。



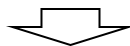
② 要支援・要介護認定者数の推計

・現在までの認定者数・認定率の推移等をもとに、そこから認定者数を推計します。



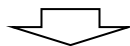
③ 各サービス利用者数の推計

・現在の利用をもとに、各サービスの利用者数を推計します。あわせて施設の新設等、市の施策や需要動向を勘案して利用者数・利用率を補正して、将来のサービスごとの推計値を求めます。



④ 保険給付費・地域支援事業費の推計

・令和6～8年度までの必要とされる給付費を算定します。あわせて補足給付費や高額介護サービス費等、地域支援事業費の算出を行い、加算して、総事業費を求めます。



⑤ 保険料基準額の算定

・④の費用に対して、第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じることで、計算上の介護保険料基準額を算出し、介護給付費等準備基金や保険者機能強化推進交付金等の見込額を踏まえ、保険料基準額を算定します。

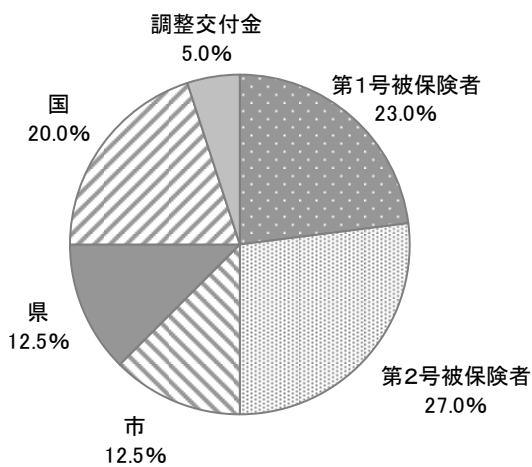
2 介護保険の財源内訳

介護保険給付費は、50%を公費（国、県、市）、50%を保険料で負担します。第9期計画期間においては、第1号被保険者（65歳以上の人）の負担割合は、23%になります。

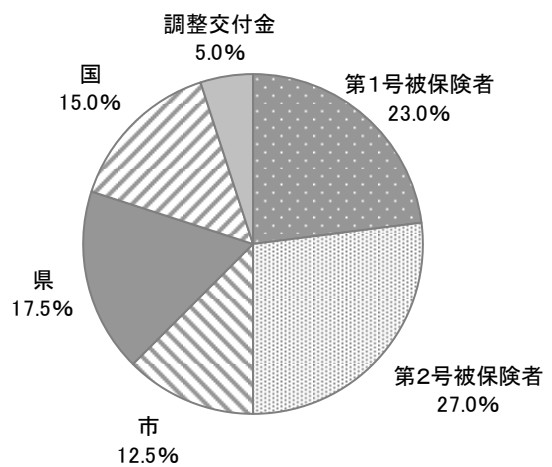
地域支援事業の包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）の負担がなく、77%を公費、23%を第1号被保険者の保険料による財源で構成されます。

○介護保険法で定められる基本的な介護保険の財源構成

【居宅サービス分】

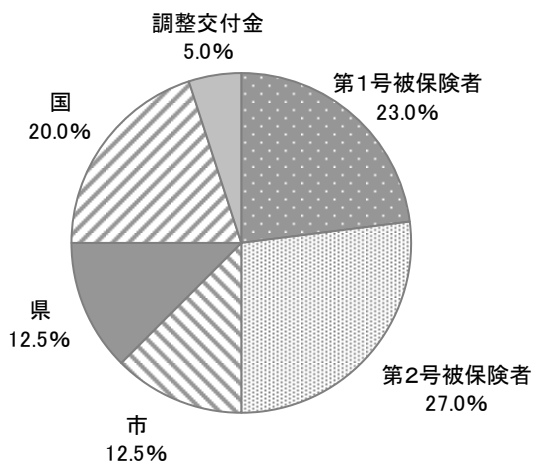


【施設サービス分】

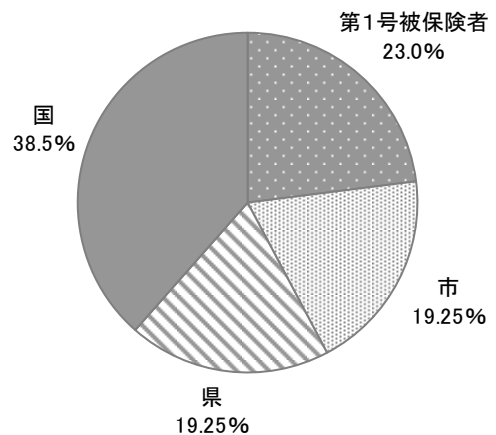


○介護保険法で定められる基本的な地域支援事業の財源構成

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業、任意事業】



3 介護保険給付費見込額

本計画期間における介護サービス給付費の見込み額は、次のとおりとなります。

○居宅介護・地域支援密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	1,165,945	1,248,584	1,283,646	1,652,231
訪問入浴介護	81,866	91,094	92,408	114,935
訪問看護	423,057	451,120	462,112	594,454
訪問リハビリテーション	37,782	41,913	41,913	55,055
居宅療養管理指導	230,060	246,321	254,303	327,267
通所介護	1,689,048	1,796,686	1,853,920	2,404,252
通所リハビリテーション	374,792	398,202	408,374	530,222
短期入所生活介護	665,975	708,181	716,420	936,200
短期入所療養介護(老健)	29,904	28,489	27,180	38,192
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	446,276	477,630	492,532	635,841
特定福祉用具購入費	15,174	16,396	17,180	21,955
住宅改修	40,499	42,636	46,575	58,492
特定施設入居者生活介護	1,079,765	1,135,298	1,181,633	1,589,014
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,900	25,327	30,543	30,543
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	74,584	85,759	85,759	109,740
小規模多機能型居宅介護	25,586	33,016	62,529	70,557
認知症対応型共同生活介護	524,990	535,722	585,535	817,021
地域密着型特定施設入居者生活介護	66,715	69,455	72,124	96,130
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	190,668	190,910	285,225	311,678
看護小規模多機能型居宅介護	115,219	188,467	271,167	286,112
地域密着型通所介護	666,740	708,846	734,883	947,396
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	2,937,954	3,010,814	3,211,624	4,772,681
介護老人保健施設	1,567,927	1,569,911	1,569,911	2,499,443
介護医療院	48,740	48,802	48,802	84,048
居宅介護支援	685,722	730,453	756,196	977,141
合計	13,197,888	13,880,032	14,592,494	19,960,600

○介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	961	962	962	962
介護予防訪問看護	78,282	81,186	83,890	99,305
介護予防訪問リハビリテーション	17,701	18,340	18,956	22,604
介護予防居宅療養管理指導	23,884	24,592	25,543	30,163
介護予防通所リハビリテーション	23,833	24,390	25,443	29,955
介護予防短期入所生活介護	5,539	5,546	5,966	6,805
介護予防短期入所療養介護(老健)	693	694	694	694
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	74,703	77,397	80,192	95,002
特定介護予防福祉用具購入費	6,716	6,716	7,061	8,380
介護予防住宅改修	46,256	47,568	48,753	58,741
介護予防特定施設入居者生活介護	83,720	88,127	91,233	106,995
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,272	2,275	3,413	3,413
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	61,085	63,195	65,412	77,524
合計	425,645	440,988	457,518	540,543

○総給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス	7,123,054	7,671,981	8,003,925	10,224,133
居住系サービス	1,755,190	1,828,602	1,930,525	2,609,160
施設サービス	4,745,289	4,820,437	5,115,562	7,667,850
合計	13,623,533	14,321,020	15,050,012	20,501,143

4 保険料必要額の算定

○標準給付費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費	13,623,533	14,321,020	15,050,012	20,501,143
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	339,545	354,671	368,602	467,347
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	360,436	376,564	391,354	495,060
高額医療合算介護サービス費等給付額	53,548	55,863	58,056	74,743
算定対象審査支払手数料	10,847	11,316	11,761	15,141
合計	14,387,909	15,119,434	15,879,785	21,553,434

○地域支援事業費の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合 事業費	502,640	506,344	510,603	472,765
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業費	268,727	281,565	295,080	269,700
包括的支援事業（社会保障充実 分）	50,494	52,067	53,814	49,100
合計	821,861	839,976	859,497	791,565

○市町村特別給付費等の見込み

単位：千円/年

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
紙おむつ等購入助成事業	34,531	36,024	37,439	48,200
合計	34,531	36,024	37,439	48,200

単位：円

項目	計算式	合計
① 標準給付費		45,387,128,037
② 地域支援事業費		2,521,334,000
③ 市町村特別給付費等		107,994,425
④ 第1号被保険者負担相当額	$(① + ②) \times 23\%$	11,018,946,269
⑤ 調整交付金相当額	$(① + \text{介護予防・日常生活総合事業費}) \times 5\%$	2,345,335,752
⑥ 調整交付金見込額	(今後見込割合により変動)	733,054,000
⑦ 財政安定化基金拠出金見込額		—
⑧ 財政安定化基金償還金		—
⑨ 介護給付費等準備基金取崩額		1,024,000,000
⑩ 保険者機能強化推進交付金等見込額		129,561,000
⑪ 第9期保険料収納必要額	$③ + ④ + ⑤ - ⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨ - ⑩$ (端数調整)	11,585,661,445
⑫ 予定保険料収納率		97.30%
⑬ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	各所得段階別見込人数 \times 各所得段階別保険料率	187,216人
⑭ 年額保険料基準額	$⑪ \div ⑫ \div ⑬$ (100円未満四捨五入)	63,600
⑮ 月額保険料基準額	$⑭ \div 12$	5,300

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料の算出

介護保険事業費総見込額（標準給付費見込額と地域支援事業費見込額）の23%に、国の調整交付金相当額（標準給付費見込額等の5%）から実際の交付見込額を差し引いた分を加えるなど、所要の項目から3年間の保険料収納必要額を算定します。

保険料収納必要額を予定保険料収納率で割った保険料必要額を、所得段階を考慮して補正した3年間の被保険者数で割り、さらに12か月で割って求めた額が、第1号被保険者の保険料の基準月額となります。

なお、第1号被保険者の認定者数の増加等による上昇が見込まれる介護保険事業費の財源となる、保険料負担の増加を抑制するために、第8期計画までの介護給付費等準備基金から「約10億2千万円」を取り崩すことにより、第9期（令和6～8年度）計画における第1号被保険者の1人当たり保険料基準額は 月額5,300円、年額63,600円としました。

「保険料基準月額の推移」

期・年度		介護保険料基準額 (月額)
第1期計画期間	(平成12～14年度)	2,911円
第2期計画期間	(平成15～17年度)	2,911円
第3期計画期間	(平成18～20年度)	3,711円
第4期計画期間	(平成21～23年度)	3,850円
第5期計画期間	(平成24～26年度)	4,700円
第6期計画期間	(平成27～29年度)	4,700円
第7期計画期間	(平成30～令和2年度)	4,500円
第8期計画期間	(令和3～5年度)	4,950円
第9期計画期間	(令和6～8年度)	5,300円 (基金未投入の場合 5,769円)

●第9期計画策定段階における今後の保険料基準額（月額）の推計

期（年度）	基金投入前 保険料推計額	基金投入試算額	基金投入後 保険料推計額
第10期（令和9～11年度）	6,274円	9.5億円	5,839円
第11期（令和12～14年度）	6,610円	5.3億円	6,367円
第12期（令和15～17年度）	7,319円	—	7,319円
第13期（令和18～20年度）	7,499円	—	7,499円
第14期（令和21～23年度）	7,769円	—	7,769円

(2) 第1号被保険者の保険料の段階

国において、第9期における保険料の所得段階（標準段階数）、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等の見直しを行いました。

佐倉市においても、国の標準による保険料段階設定に準じることを基本に、被保険者の負担能力に応じた設定とします。

具体的には、第8期計画における10段階の設定を、第9期計画においては国の標準段階に合わせて、以下のとおり13段階に細分化します。

各段階の保険料は、第5段階を基準額として、これに乗率を掛けた金額となります。

なお、介護保険料については、平成27年4月から消費税を財源とする公費を活用した低所得者の保険料の軽減を行っており、第9期計画においても引き続き継続します。

所得段階			対象者	乗率	保険料年額
第1段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	・生活保護受給者、または世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.285	18,100円
第2段階			本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	0.485	30,800円
第3段階			本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える	0.685	43,600円
第4段階		同世帯に市民税課税者がいる	本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.9	57,200円
第5段階			本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える	1.0	63,600円
第6段階	本人が市民税課税		本人の前年中の合計所得金額が120万円未満	1.2	76,300円
第7段階			本人の前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	82,700円
第8段階			本人の前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	95,400円
第9段階			本人の前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	108,100円
第10段階			本人の前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	120,800円
第11段階			本人の前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	133,600円
第12段階			本人の前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	146,300円
第13段階			本人の前年中の合計所得金額が720万円以上	2.4	152,600円

＜ 第8期・第9期の保険料段階・保険料率の比較 ＞

【改正前】 第8期 令和3年度～令和5年度（10段階設定）				【改正後】 第9期 令和6年度～令和8年度（13段階設定）			
所得段階	対象者	基準月額（円）	月額保険料（円）	基準月額（円）	月額保険料（円）	基準額にかけ乗率	年額保険料（円）
第1段階	・生活保護を受けている ・本人の前年中の合計所得金額＋ 課税年金収入額が80万円以下 ・老齢福祉年金の受給者	80万円超 120万円以下	1,485	17,800	1,511	0.285	18,100
第2段階			2,475				
第3段階	本人の前年中の 合計所得金額	120万円超	3,465	41,600	3,631	0.685	43,600
第4段階			4,455				
第5段階	課税年金収入額	80万円超	4,950	53,500	5,300	1.0	63,600
第6段階			5,940				
第7段階	本人の前年中の 合計所得金額	120万円未満 120万円以上 210万円未満	6,435	77,200	6,890	1.3	82,700
第8段階			7,425				
第9段階	本人の前年中の 合計所得金額	210万円以上 320万円未満	8,415	101,000	9,010	1.7	108,100
第10段階			9,405				
第11段階	本人の前年中の 合計所得金額	320万円以上 400万円未満	112,900	120,800	11,130	2.1	133,600
第12段階							
第13段階	720万円以上	12,720	152,600				

◆第1段階から第3段階においては、公費による低所得者保険料軽減後の引き下げられた乗率となっております。



資料1 老人福祉法(昭和38年法律第133号)[部分]

第三章の二 老人福祉計画

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

4 市町村は、第二項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画(第二項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

資料2 介護保険法(平成9年法律第123号)[部分]

第七章 介護保険事業計画

(基本指針)

第一百六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村介護保険事業計画)

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応

型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項

六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項

八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第五項に規定する登録住宅(次条第三項第六号において「登録住宅」という。)のそれぞれの入居定員総数(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定を受けていないものに限る。次条第三項第六号において同じ。)

- 九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第一百八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画(第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

資料3 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業の推進に当たり、効果的な運用を期するため、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会(以下「推進懇話会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者計画」とは、本市が定める老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)をいう。

(所掌事務)

第3条 推進懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1)高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2)高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3)地域包括支援センターの設置、運営等に関して意見を述べること。
- (4)地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5)指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6)指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7)高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8)介護保険法第115条の48第2項の規定による支援体制に関する検討をすること。
- (9)前各号に掲げるもののほか、高齢者計画に必要なこと。

(組織)

第4条 推進懇話会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる者の中から市長が委嘱する。

3 前項に規定する委員のうち公募市民の委員は、市民の意見を反映するため、佐倉市内に1年以上在住する者を公募するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、推進懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と議長が認める場合は、公開しないものとする。

2 推進懇話会の会議は、会議録を作成し、インターネットの佐倉市ホームページへの掲載により公開する。

(検討会の開催)

第9条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)高齢者福祉検討会 市町村老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

(2)介護保険検討会 市町村介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること(第4号に定める事項を除く。)

(3)事業者選考検討会 高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービスを提供する事業者の選考に関すること。

(4)認知症対策検討会 介護保険法第5条の2第3項に規定する認知症に関する施策の総合的な推進に関すること。

2 前項第1号から第3号までに掲げる検討会の委員は、委員のうちから会長が選定する。

3 第1項第4号に掲げる検討会の委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 第5条の規定は検討会の任期について、第6条の規定は検討会の会長及び副会長について、第7条及び前条の規定は検討会の会議について準用する。

5 前項の規定にかかわらず、委員は、事業者選考検討会の会議において自己若しくはその親族又は自己と特に利害関係のある者に係る審議に加わることができない。

(委員謝礼金)

第10条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第2に掲げる額とする。ただし、検討会においては、いずれも同表の区分の欄に定める委員の謝礼金の額を適用する。

(事務局)

第11条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日決裁 20佐高第596号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月15日決裁 25佐高第103号)

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則(平成27年9月1日決裁 27佐高第758号)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(平成28年1月15日決裁 27佐高第1197号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月5日決裁 佐高第1008号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

推 進 懇 話 会	分野	選 出 区 分	定数14人
	医療	1 医師	1人
		2 歯科医師	1人
	福祉	3 社会福祉協議会	1人
		4 民生委員・児童委員	1人
		5 ボランティア団体	1人
		6 高齢者クラブ	1人
	介護	7 施設介護サービス事業者	1人
		8 在宅介護サービス事業者	1人
	市民	9 公募市民	5人
学識	10 学識経験者	1人	

別表第2(第10条関係)

区 分		謝礼金の額
推 進 懇 話 会	会 長	日額 8,100 円
	副会長	日額 7,600 円
	委 員	日額 7,600 円

資料4 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員名簿

(令和6年3月現在)

区分	選出区分	氏名	備考
医療	1 医師	岩淵 康雄	会長
	2 歯科医師	森本 功	
福祉	3 社会福祉協議会	鳴海 和久	副会長
	4 民生委員・児童委員	小川 美津子	
	5 ボランティア団体	田仲 知代	
	6 高齢者クラブ	川崎 順子	
介護	7 施設介護サービス事業者	大嶋 和俊	
	8 在宅介護サービス事業者	石原 隆広	
市民	9 公募市民	石原 茂樹	
		岡田 恭比呂	
		草場 孝志	
		千葉 憲司	
		根本 弘子	
学識	10 学識経験者	石川 雅俊	

(敬称略)